

計画作成年度	平成 2 7 年度
計画主体	豊橋市

## 豊橋市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 豊橋市産業部農業支援課  
所在地 愛知県豊橋市今橋町1番地  
電話番号 0532-51-2474  
FAX番号 0532-56-5130  
メールアドレス nogyoshien@city.toyohashi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ヌートリア、アライグマ スズメ、ハシブトカラス、ハシボソカラス、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	豊橋市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、野菜、山菜類	金額： 3,187千円 面積： 37.7ha
ニホンジカ	果樹	金額： 238千円 面積： 3.5ha
アライグマ	果樹、野菜	金額： 29千円 面積： 0.2ha
ハクビシン	果樹、野菜	金額： 1,862千円 面積： 33.9ha
ヌートリア	水稲、果樹、野菜	金額： 505千円 面積： 4.2ha
スズメ	水稲、果樹、野菜	金額： 816千円 面積： 30.2ha
ハシブトカラス ハシボソカラス	果樹、野菜	金額： 10,568千円 面積： 195.55ha
ヒヨドリ	果樹、野菜	金額： 24,587千円 面積： 154.0ha
ムクドリ	果樹、野菜	金額： 637千円 面積： 10.3ha
カワウ	魚類	240千円

(2) 被害の傾向

本市の被害傾向として、鳥類による被害に加え、市内北部及び南東部におけるイノシシ等の獣害がみられる。鳥類については、特定猟具使用禁止区域の拡大以降、駆除が進みにくいこともあり、銃器以外による駆除も行っていくことが求められている。

・イノシシ

個体数の増加傾向が推測され、駆除の依頼も多数寄せられている。水稲、

果樹、筍等の作物被害だけでなく、畦畔の掘り起こし被害や果樹の枝折り被害も出ているため、春から秋にかけての期間だけでなく、通年での警戒が必要となっている。

- ・ニホンジカ

北部地区に生息が確認されており、春は果樹の新芽や樹皮、夏から秋にかけては果実への食害が懸念されている。農家からの聞き取りでは、ニホンジカを見かける機会が増えたとの話もあり、個体数は増加傾向にあると思われる。

- ・ハクビシン

市内全域において生息が確認されており、特に果樹、野菜への被害が大きなものとなっている。施設栽培作物の被害も出てきており、通年での警戒を必要とする。

- ・アライグマ

これまで大きな被害は出てこなかったが、北部及び南部において、年間数頭が捕獲されており、初期段階での対策が必要といえる。

- ・ヌートリア

以前は市内南西部での目撃情報があったが、北部でも目撃情報が多数寄せられるようになった。水稻、露地野菜を中心に被害が出ている。冬場は活動が停滞するが、春先からの活動期を迎えるにあたり、被害が増加する前に駆除を進める必要がある。

- ・スズメ

市内全域で被害が出ており、主に水稻に被害が集中している。

- ・カラス（ハシボソカラス、ハシブトカラス）

果樹、野菜、畜産等市内全域かつ多品目での被害が出ている。特に、北部の果樹や南部の露地野菜では、銃による駆除だけでは対応が難しく、捕獲檻も活用し補殺圧を上げている。

- ・ムクドリ

市内全域で報告があがっており、果樹、野菜に被害が集中している。

- ・ヒヨドリ

市内全域で報告があがっており、果樹、野菜に被害が集中している。

- ・カワウ

豊川水系で多くみられ、カワウの食害による放流アユや川魚などの被害が出ている。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成26年度）	目標値（平成30年度）
農作物被害面積	493.6 ha	345.5 ha
農作物被害金額	43,089 千円	30,162 千円
カワウによる漁業被害額	240千円	120千円

※（1）に示した鳥獣以外の鳥獣（タヌキ等）による被害も含む。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・豊橋猟友会への駆除委託等により、銃器及び檻による捕獲を実施。</li><li>・駆除活動従事者を増加させるため、地域捕獲団体による捕獲活動を推進。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・狩猟者の減少</li><li>・近隣自治体との連携</li><li>・銃器による捕殺が可能な区域が減少しており、対策が必要</li><li>・檻による捕獲にかかる日常管理の仕組みづくり</li></ul>
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵としての電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を実施。	<ul style="list-style-type: none"><li>・防護柵設置を地域ぐるみで行う際、問題意識の共有が進んでいないため、地域内で連携して広範囲に設置する取り組みが普及していない。</li><li>・鳥獣害対策への関心は高くなっているが、自己防衛意識の醸成にまでは至っていない。</li></ul>

### (5) 今後の取組方針

被害の現状を踏まえると、前計画策定時より相当数個体数の増加が推察される。これは、鳥獣の種類に関わらない。

また、近隣地区からの移入も起こっていると考えられるため、被害状況が顕在化していない種においても目撃情報等に基づき対象としていく。

本計画に関わらず、今後、生息調査等を重ねる中で生息及び被害が確認された鳥獣においては、適宜、計画に追加することを検討していく。

1303特区の活用について、狩猟免許保持者を中心とした地域ぐるみの捕獲体制の普及と整備をめざす。

農業者・漁協関係者からの通報に基づく対処捕獲も行うが、協議会等の場での検討を契機とし、関係諸機関との連携を密にし、通報等情報網をより強固にするとともに、近隣市町との連携についてもこれまで以上に行っていく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲体制として、豊橋市より猟友会へ委託して実施する。  
併せて、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整も行っていく。  
また、地域で取り組む被害対策組織を組成すべく、有資格者に対し、捕獲  
檻等の貸し出しを行っていく。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28 ~ 30	イノシシ ハクビシン アライグマ ヌートリア	必要に応じて、捕獲檻を追加導入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ【200頭/年】 被害が依然として多発しているため、27年度と同じく200頭を捕獲目標とし、捕殺圧を向上させる。</p>
<p>○ニホンジカ【17頭/年】 これまで、目撃情報にとどまっていたが、現実には個体群の生息が確認されており、狩猟による捕獲実績も上がっているため、年間17頭程度の捕獲を目標としていく。</p>
<p>○アライグマ【20頭/年】 他の小型獣（ハクビシン等）による被害と思われていたが本市においても被害が確認されたため、年間20頭の捕獲を目標とする。</p>
<p>○ハクビシン【160頭/年】 主に果樹農家より被害報告が寄せられており、市内全域の生息分布となっている。継続的な捕獲を行っているが被害が減らない状況にあるため、27年度と同じく年間160頭を目標に捕殺圧を向上させる。</p>
<p>○ヌートリア【70頭/年】 近年、水稻、露地野菜を中心に被害報告が寄せられており、目撃情報も市内全域に広がりつつあるため、年間70頭の捕獲を設定し、捕殺圧を向上させる。</p>
<p>○スズメ【6,000羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。</p>
<p>○カラス【2,200羽/年】※ハシブトカラス、ハシボソカラスの合計 協議会にて購入した捕獲檻の稼働率を上げ、銃器以外による捕獲羽数を確保する。</p>
<p>○ヒヨドリ【2,700羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。</p>
<p>○ムクドリ【1,100羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。</p>
<p>○カワウ【200羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	200	200	200
ニホンジカ	17	17	17
アライグマ	20	20	20
ハクビシン	160	160	160
ヌートリア	70	70	70
スズメ	6,000	6,000	6,000
カラス	2,200	2,200	2,200
ヒヨドリ	2,700	2,700	2,700
ムクドリ	1,100	1,100	1,100
カワウ	200	200	200
捕獲等の取組内容			
<p>【捕獲手段】 銃器、捕獲檻等による捕獲</p> <p>【捕獲予定時期】 通年</p> <p>【捕獲予定場所】 市内全域（主に山林や、山林に近接する圃場）</p> <p>なお、本市は第二種特定鳥獣保護管理計画における「分布域・被害地域の拡大を防止する防衛ゾーン」等に指定されていることから、同計画における対象鳥獣の分布域を拡大させないための捕獲も行う。</p>			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内一円	委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵等	ワイヤーメッシュ柵等	ワイヤーメッシュ柵等
	計 5,000m	計 5,000m	計 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28 ~ 30	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ ヌートリア カラス	イノシシ、ニホンジカの対策として物理的な防除策としてワイヤーメッシュ柵の設置を進めていくが、設置の難しい地域等では、必要に応じて電気柵による防除も行う。 また、緩衝帯の整備による心理的防除や作物残渣や未収穫農作物の適切な処理等、獣類を寄せない環境づくりの啓発を進めていく。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割

(2) 緊急時の連絡体制

--

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	豊橋市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
愛知県東三河農林水産事務所(農業改良普及課、農政課)	鳥獣関連情報の提供を行う。
愛知県東三河総局(環境保全課)	鳥獣関連情報の提供を行う。
豊橋農業協同組合	鳥獣関連情報の提供を行う。
豊橋市農業委員会	鳥獣関連情報の提供を行う。
愛知県農業共済組合	鳥獣関連情報の提供を行う。
豊橋猟友会	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲を行う。
豊橋市(環境保全課、農地整備課、農業支援課)	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲支援を行うとともに、相互の連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河農林水産事務所 (水産課)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
下豊川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法第9条に基づく実施隊を平成23年度設置。防護柵設置指導及び緩衝帯整備・生息環境除去の活動を実施。構成員は市職員。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落単位で鳥獣害対策に取り組める体制作りの検討を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処理を基本とするが、肉として利活用が可能な場合には食用も可とする。また、学術研究への利用も学芸員等からの要請に応じて、対応することとする。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣との共存を視野に入れ、農作物被害を誘因する恐れのある耕作放棄地の解消（及び生息環境の除去）を並行して進める。このため、同事業との連携を引き続き実施していく。  
また、今後被害状況の把握や生息個体数の把握がより明確化される中で、当該被害防止計画が実態にそぐわないと判断される場合は、実態に合わせて随時修正を行うこととする。